附則第四条及び第五条中「新告示」を「告示」に改める。

附則第六条の見出し中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「新告示」を「告示」に改める。

附則第七条及び第八条中「新告示」を「告示」に改める。

附則第九条を削る。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第五十七条第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百六十七条の表（注2）の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号並びに別紙様式第二号及び別紙様式第三号は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○金融庁・財務省・経済産業省告示第五号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項並びに経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

金融庁長官　細溝　清史
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第一条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号イ㈡及びロ㈤を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第四条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第四条第三項第六号イ㈡及びロ㈤を削り、同項第八号ホ中「自己資本比率告示附則第四条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号を次のように改める。

（附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

国際様式の該当番号	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
	普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)				
1a＋2－1c－26	普通株式に係る株主資本の額				
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額				
2	うち、利益剰余金の額				
1c	うち、自己株式の額（△）				
26	うち、社外流出予定額（△）				
	うち、上記以外に該当するものの額				
1b	普通株式に係る新株予約権の額				
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
	うち、危機対応準備金の額				
	うち、特別準備金の額				
	経過措置により普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
6	普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)				
	普通株式等Tier１資本に係る調整項目　(2)				
8＋9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
8	うち、のれんに係るものの額				